

安全装置等導入促進助成交付要綱

公益社団法人北海道トラック協会

(事業趣旨)

第1条 北海道トラック協会（以下「北ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、後方視野確認を支援するバックアイカメラや飲酒運転を防止するアルコールインターロック装置など、安全に資する装置等（以下「装置」という。）装着の普及を図る。

(交付対象)

第2条 交付対象者は助成対象機器の導入時及び支払い時、並びに申請時に会員であり、会費未納等が無い者とする。

2 交付対象車両は会員が保有し、北海道内の地区トラック協会に所属する営業用貨物自動車とする。

(助成対象機器)

第3条 助成の対象となる装置は、トラックに装着した全ト協が定める次の品目のみを対象とする。

(1) 後方視野確認支援装置

後方視野確認支援装置とは次の各号に掲げる機能を有するものとする。

なお、装置の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- ① 後退時の後方視野が確保できること。
- ② 運行時（前進も含む）において後方視野が確保できること。

(2) 側方衝突監視警報装置

側方衝突監視警報装置とは次の各号に掲げる機能を有するものとする。

なお、装置の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- ① レーダーやカメラで左側方の歩行者等を検知することで、左折時に衝突する恐れがある場合、音やランプにより運転者に警報する機能を有するものとする。
- ② 側方衝突監視警報装置については、車両総重量7.5t以上の事業用トラック及び第5輪荷重が8.5t以上のトラクタに装着した場合（以下同じ。）に限り助成対象とする。

(3) 呼気吹き込み式アルコールインターロック装置

呼気吹き込み式アルコールインターロック装置は国土交通省の技術指針に適合しているものとする。

(4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

- ① IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器（以下「検知器」という。）とは、別に定める基準を満たす通信機能を有し、または、携帯電話等通信機器と接続し、測定結果を直ちに営業所に設置した点呼機器に送信できる機能を有するものとする。

ただし、検知器は安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）が導入する場合に限り、助成対象とするものとするが中古品・レンタル品は対象としない。

（助成額）

第4条 助成金の額は、会員が令和7年4月1日から令和8年2月27日までに新たに購入し、支払い装着が完了した装置に対して交付する。

ただし、国からの補助金が交付された装置に対しては、助成金を交付しない。

※安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する北ト協会員には、別に定める「安全性評価事業（Gマーク制度）普及促進助成金交付要綱」により助成額が加算されます。

| | 助成額(※1) | 上限額（単位＝円） |
|---------------------------------------|--------------|------------|
| (1) 後方視野確認支援装置（モニター＋後方カメラ） | 取得額(※2)の2分の1 | 30,000(※3) |
| (2) 側方衝突監視警報装置 | 取得額(※2)の2分の1 | 100,000 |
| (3) (1)を導入済みでカメラ及びモニターまたは、いずれかを買替えた場合 | 取得額(※2)の2分の1 | 30,000 |
| (4) アルコールインターロック | 取得額(※2)の2分の1 | 20,000 |
| (5) IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器 | 取得額(※2)の2分の1 | 20,000 |

※1（公社）全日本トラック協会の助成額を含む

※2 助成対象機器本体と付属品の取得額（取り付け費用及び消費税を除く）

（助成上限）

第5条 本事業の助成上限は、会員の本社、支店、営業所を通じ各項目ごとに会員1事業者10台までとする。

（助成金の請求）

第6条 会員は、助成金の交付を希望する場合、北ト協に必要事項を記入した以下の書類を提出しなければならない。

(1) 北ト協で指定する書類

(i) 様式1「安全装置等導入促進助成実績報告書（兼助成金交付請求書）」

(ii) 様式1の2「安全装置等導入内訳書」

(iii) 誓約書

(iv) 装着した車両の自動車検査証記録事項の写し

(2) 添付書類

以下の内容が確認できる書類を添付することとする。

【安全装置添付書類表】

| | 確認事項 | 確認書類 |
|---|---------------------------------|---|
| 1 | 装着を確認できる書類 | ① 助成対象機器・付属品の型式及び取得価格の記載がある納品書または請求書の写し (対象機器の型式及び取得価格の記載がないものは不可) |
| | | ② 自動車製作者または自動車販売会社等が発行する搭載証明書等 |
| 2 | 取得価格(税抜)を確認できる書類 | 事業者によって助成対象機器・付属品の支払いが行われたことが分かる書類の写し (領収書・割賦販売契約書・リース契約書等) ※領収書等において、他の支払いが含まれている等の理由で申請機器の金額と一致していない場合は下記のいずれかを行ってください。 ・金額の内訳が確認できる書類の添付 ・余白に「申請機器〇台分の支払いを含む」と記入 |
| 3 | IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器を申請する場合 | Gマーク事業所認定証の写し(有効期間内のもの) |
| 4 | 安全性評価事業(Gマーク制度)普及促進助成金を同時申請する場合 | Gマーク事業所認定証の写し(有効期間内のもの) |

2 北ト協は、会員の助成金請求を受付ける際、必要に応じて、当該会員に対し指定した書類の提出を求めることができる。

(請求期限)

第7条 請求期限は、令和8年2月27日までとする。

2 前項で定める期間内であっても本事業の予算に達した場合、その時点で受付を終了するものとする。

(助成金の交付)

第8条 北ト協は、請求を受付助成金交付条件に適合すると認めたとき、会員に対して助成金を交付する。

2 前項に係わり、助成金の交付を受けられなかった会員の不利益等に対する責任は、北ト協はこれを負わない。

(助成金の返還)

第9条 北ト協は、次のいずれかに該当するとき、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他北ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、北ト協が行う助成事業すべてに係わる請求は、原則として当分の間、これを受付又は交付決定を行わない。

(機器の処分制限)

第10条 会員は、助成対象の機器を導入の日から起算して1年を経過するまでの期間、譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関するその他の必要事項は、北ト協がこれを定める。

(附則) (平成29年4月1日)

本要綱は平成29年4月1日より施行する。

(附則) (平成30年4月1日)

本要綱は平成30年4月1日より施行する。(助成額の改定)

(附則) (2019年4月1日)

本要綱は2019年4月1日より施行する。

(附則) (令和2年4月1日)

本要綱は令和2年4月1日より施行する。

(附則) (令和3年3月23日)

本要綱は令和3年4月1日より施行する。

(附則) (令和4年3月24日)

本要綱は令和4年4月1日より施行する。

(附則) (令和5年3月24日)

本要綱は令和5年4月1日より施行する。

(附則) (令和6年3月26日)

本要綱は令和6年4月1日より施行する。

(附則) (令和7年3月24日)

本要綱は令和7年4月1日より施行する。